

令和3年度 研修実施基本方針

(研修の実施方法)

- 「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」に基づき対応することとし、研修趣旨、目的、受講対象者等を踏まえ、次のうち適切な方法で研修を実施する。
 - なお、災害や交通途絶等やむを得ない事由が発生した場合は、中止・延期する場合がある。
 - ①「集合型」(会場へ参集して実施)
 - ②「オンライン型」(双方向型・動画配信型)
 - ③「混合型」(集合型、オンライン型のハイブリッド方式)
- 上記により「集合型」として計画しているものであっても、本県が「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」の対象となる場合には、原則「オンライン型」に変更する。
- ただし、介護支援専門員に係る法定研修のうち演習を伴う科目等で、講師等と協議調整のうえオンラインでは所定の目的達成が困難と認めるものにあつては、感染防止対策を一層徹底するとともに、欠席(辞退)者に適切な配慮を行ったうえで、「集合研修」を実施する。

(受講申込・辞退の取り扱い)

- 研修参加にあたって、別に定める「研修受講ルール」に同意することを条件とする。
- 受講申込は、兵庫県社会福祉協議会福祉人材研修センターホームページからの申込を基本とする。
- 研修の申込締切日を経過した場合であっても、定員を満たしていない場合は研修センターが対応可能な期日まで申込を受け付ける。
- 研修の受講対象者は、定員に余裕のある場合に限り、その目的・目標を逸脱しない範囲で広く申込を受け付ける(ただし、介護支援専門員法定研修は除く)。
- 新型コロナウイルス感染拡大等の状況に鑑み、受講料の振込締切は研修日前日までとする。ただし、「オンライン型」の場合は資料配布予定日の前日までとする。

(受講料の取り扱い)

- 受講料を振込済の場合、原則研修日(資料配布予定日)前日までに受講者から辞退の意思表示があつたものに対しては当該受講料を返金する。ただし、研修当日の災害や交通途絶等、やむを得ず参加できなかった場合は当該受講料を返金する。
- 上記の場合の振込手数料は受講者負担とする。ただし、県から要請があつた場合及びその他やむを得ない事情で研修を中止もしくは開催方法の変更等を行ったことにより参加不可となった場合は、本会が負担する。
- 開催方法の変更による受講料の変更は行わない。

(オンライン研修の実施方法)

- 研修参加にあたっての機材・アプリ等は受講者が用意する。
- 研修にかかる資料は、市販の教材を用いる場合を除き、原則 PDF 形式ファイルを受講者がダウンロードし、必要に応じてプリントアウト等を行う。